

＝尼崎市職員労働組合との交渉状況＝

論 矣

平成 18 年度第 8 号
通 算 第 439 号
平成 18 年 11 月 30 日

尼崎市役所総務局
職員部給与課

—期末・勤勉手当 合理化提案項目等について—

11 月 21 日（午後 3 時から午後 5 時まで）及び 11 月 28 日（午後 3 時から午後 4 時 15 分まで）中央公民館視聴覚室において、平成 18 年度の給与改定、12 月期の期末・勤勉手当の支給及び市営住宅管理業務のアウトソーシングをはじめとする合理化に関する課題を中心に交渉を行った。

◎具体的な交渉内容

1 職場の合理化について

課題の要旨

6 月 28 日の交渉時に提案した「市営住宅管理業務のアウトソーシングについて」及び 9 月 29 日の交渉時に提案した「平成 19 年度向け合理化等提案項目について」の内容に係る質疑を行った。

主な質疑の内容	
組合の主張	当局の回答
<p>市営住宅管理業務のアウトソーシング</p> <p>建設支部での話し合いの中で、6 月 28 日の際の提案内容に修正があると聞いている。</p>	<p>平成 19 年 1 月からのアウトソーシングを見据え、嘱託 2 名を含めた 18 名を削減する内容に変更はないが、新体制への移行にかかる業務量を勘案し、平成 19 年 1 月から 3 月の間については、一定数の職員を配置する。</p> <p>また、4 月以降の体制についても、建設支部において改めて協議していきたい。</p>

<p>みのり園の管理運営業務の民間移管</p> <p>移管にあたって、嘱託員の雇用止めはな いか。</p>	<p>従前のおりの取扱いである。</p>
<p>移管先団体は、みのり園のような就労支 援施設の運営に関して十分な実績がないと も聞いているなかで、移管後の管理運営に ついては少なからず不安がある。単なる経 費削減のみを目的とした丸投げではなく、 移管後もきっちりと市のチェックが行える 体制を構築すべきである。</p>	<p>移管後も、適正な施設運営について、市 として当然関与していくこととなる。</p>
<p>移管にあたっては、施設の趣旨を踏まえ た公平公正な運営に努めて欲しい。</p>	<p>民間移管となる平成 19 年 4 月 1 日まで にはまだ時間があるなかで、支部での協議 を通じ、施設運営の詳細を詰めていくこと とする。</p>
<p>戸籍入力業務の委託</p> <p>委託先の職員人件費をギリギリまで削減 しないと無理なほど委託料が安い。このよ うな経費優先の安易な委託が低賃金の労働 者を生み出し、ひいては格差社会の拡大の 温床となっている。</p>	<p>委託先の職員の勤務条件に対して、本市 が全面的に関与することは困難ではない か。</p>
<p>戸籍情報はまさに個人情報であり、戸籍 にかかる業務は市の根幹業務であるとも言 える。その戸籍業務を丸投げするというの は非常に危険である。</p>	<p>個人情報の厳密な管理体制の構築をはじ め、適正な業務が執行できる業務体制につ いては、支部での話し合いも含め、引き続 き協議を重ねていく。</p>
<p>家庭ゴミ収集に係る委託比率の見直し</p> <p>家庭ゴミ収集の委託比率にかかる合理化 交渉は、現業評議会及び支部との話し合い の中で、一定の決着がついている。</p>	<p>従前どおり、支部での話し合いの結果を 尊重していく。</p>

2 期末・勤勉手当について

課題の要旨

12月期に支給される期末・勤勉手当の支給について質疑を行った。

主な質疑の内容	
組合の主張	当局の回答
<p>勤勉手当の成績率導入</p> <p>勤勉手当への成績率導入を協議していくとの回答内容であるが、導入にあたって、現時点で具体的なプランはあるのか。</p>	<p>国においても管理職を対象として試行を実施しているなかで、本市においても、まず課長級以上を対象とした試行を早急に実施していきたい。</p>

なお、一時金回答メモのうち、期間率の見直し及び休職等による期間率の算定の変更については、継続協議とした。

以 上
(給与課)

◎妥結事項・継続交渉事項

11月14日・21日・28日の3回にわたる一時金交渉の結果を受け、11月29日に以下の項目について妥結に至った。

◎妥結事項

1 年末一時金[平成18年12月8日支給]

組合要求 2.87月プラス2万円

区分	期末手当	勤勉手当	合計
定年前職員	1.60月分	0.725月分	2.325月分
再任用職員（フルタイム）	0.85月分	0.40月分	1.250月分
再任用職員（週30時間）	0.14月分	0.06月分	0.200月分

平均支給額 1,085,938円（前年 1,079,283円 前年比+6,655円）

2 臨時的任用職員の割増賃金（ボーナス）[平成18年12月11日支給]

在職期間	通常	就労日数・就労時間が著しく短い者
	支給日数	支給日数
1月未満	2.3日分	0.23日分
1月以上2月未満	4.6日分	0.46日分
2月以上3月未満	6.9日分	0.69日分
3月以上4月未満	9.2日分	0.92日分
4月以上5月未満	11.5日分	1.15日分
5月以上	13.8日分	1.38日分

3 合理化提案項目（大綱妥結）

- (1) 市営住宅管理業務のアウトソーシング
- (2) 家庭ゴミ収集に係る委託比率の見直し

なお、各項目の詳細については、各担当部局と支部との話し合いを継続する。

◎継続交渉事項

- 1 給与構造の改革に係る給料表の改正等について
- 2 給与削減措置について
- 3 退職手当制度の改正について
- 4 病気休職制度等の見直しについて
- 5 新たな退職管理制度の実施について
- 6 休息時間の廃止について
- 7 宿泊料、日当及び食卓料の見直しについて
- 8 平成 19 年度向け合理化等提案項目について
 - (1) 戸籍入力業務の委託について
 - (2) 犬猫等死体収集運搬業務の委託について
 - (3) みのり園の管理運営業務の民間移管
- 9 期末・勤勉手当の期間率の見直し

<参考>

嘱託労組との妥結事項・継続交渉事項

◎妥結事項

- 1 割増報酬（ボーナス）[平成 18 年 12 月 8 日支給]

	Aランク	Bランク	Cランク	Dランク
支給月数	1.75 月分 (283,675 円)	1.75 月分 (293,650 円～321,825 円)	1.51 月分 (290,675 円)	270,000 円
前年度	1.73 月分 (281,471 円)	1.73 月分 (291,332 円～319,185 円)	1.49 月分 (287,868 円)	267,000 円

◎継続交渉事項

- 1 賃金表の導入
- 2 離職慰労金（退職金に相当）の制度の見直し
- 3 高齢者雇用制度の導入
- 4 みのり園の管理運営業務の民間移管

<参考>

平成 18 年 12 月に支給する割増報酬について (メモ)

H18. 11. 27

平成 18 年 11 月 14 日の平成 18 年 12 月の割増報酬に係る回答メモについて次のとおり修正する。

「Ⅱ-1 支給額」を次のとおりとする。

- (1) 報酬月額が 192,500 円 (C ランク) の者

報酬月額×1.51 月×期間率

- (2) 報酬月額が 211,900 円 (D ランク) の者

一律 270,000 円

- (3) その他 (A ランク・B ランク) の者

報酬月額×1.75 月×期間率

ただし、本市を定年退職した者等については支給しないものとする。

以上
(給与課)

【参考 平成 18 年 11 月 14 日回答メモ】

1 支給額

- (1) 報酬月額が 192,500 円 (C ランク) の者

報酬月額×1.49 月×期間率

- (2) 報酬月額が 211,900 円 (D ランク) の者

一律 267,000 円

- (3) その他 (A ランク・B ランク) の者

報酬月額×1.73 月×期間率

ただし、本市を定年退職した者等については支給しないものとする。